

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行ったので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 契約の内容

- (1) 事業年度 令和3年度
- (2) 業務の名称 令和3年度和歌山県紀南児童相談所庁舎清掃業務
- (3) 業務内容 和歌山県紀南児童相談所庁舎清掃業務仕様書のとおり
- (4) 業務履歴の場所 和歌山県紀南児童相談所(和歌山県田辺市新庄町3353-9)
- (5) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 契約の相手方の名称及び所在地

田辺市上屋敷2-18-6

特定非営利活動法人はまゆう作業所 理事長 深瀬 幸子

3 契約金額

金330,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約年月日

令和3年4月1日

5 契約の相手方とした理由

西牟婁振興局管内及び田辺保健所管内（田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、みなべ町）に所在する地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号に規定されている施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは、小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくは、これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者で当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を徴したところ、見積書記載金額が予定価格の範囲内で、かつ、県税、消費税又は地方消費税を滞納している者でなかったため。